

令和7年4月8日

団地再生事業に資する地域再生推進法人募集仕様書

三木市総合政策部縁結び課

団地再生事業に資する地域再生推進法人募集仕様書

1 概要

(1) 目的

人口減少・少子高齢化に加え、多様化する課題に対応するため、行政だけでなく、民間事業者等が有するノウハウ等を活用すべく、国が2024年10月から法改正を経て新たに施行する地域再生推進法を活用し、団地再生における地域課題の解決をめざします。

この取組は、三木創生の推進に係る官民連携の具体化に向け、三木市が進める団地再生事業において核となる地域再生推進法人を選定し、高度経済成長時代に開発が進み約50年が経過する戸建て住宅団地における「人口減少」「高齢化」「空き家」等の課題解決に向け、国が定める地域再生法（平成17年法律第24号。以下「法」という。）第19条第1項の規定に基づく地域再生推進法人（以下「推進法人」という。）を活用し、チャレンジするための取組です。

市は、人口減少社会を現実として捉えた地方創生の推進を進めており、行政だけでは解決が難しいことを民間事業者の知見やノウハウなどを活用し、SDGs 11いつまでも住み続けられるまちづくりの実現に向けこの度の募集において指定された地域再生推進法人とともに団地再生事業を行う予定です。

(2) 履行期間

契約締結の日 から 各年度末 までとし、事業進捗の報告をもって継続指定とする。

(3) スケジュール

年 月	内 容
令和7年4月8日(火)	・公募開始
令和7年4月8日(火) ～12月26日(金)	・質問受付 都度
令和8年1月30日(金)	・応募締め切り
令和8年2月6日(金) までの間	・第1次審査(書類審査) 月1回申請に応じて毎月中旬頃都度実施
令和8年2月中旬 までの間	・第1次審査結果通知月1回申請に応じて都度実施
令和8年2月下旬 までの間	・第2次審査(プレゼンテーション) 月1回程度都度実施
令和8年3月上旬 までの間	・第2次審査結果通知 月1回程度都度事業者決定

2 応募資格

次の条件をすべて満たす者とします。

- (1) 地域再生の推進を図る活動を行うことを目的としている法人であること。
- (2) 申請者又はその母体となっている組織に、市内で地域再生の活動の実績があること。
- (3) 市内に事務所を有すること。
- (4) 業務を適正かつ確実にを行うために必要な組織体制及び人員体制、経済的基礎を有していること。
- (5) 関係行政機関や他の民間組織等と十分な連携と調整を図ることができることと認められること。

3 提案内容

提出資料様式第1号 地域再生推進法人指定申請書に記載する書類を提出すること。

- (1) 定款
- (2) 登記事項証明書
- (3) 役員の名、住所及び略歴を記載した書類
- (4) 法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書類
- (5) 前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表又はこれらに相当する書類
- (6) 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書又はこれらに相当する書類
- (7) 推進法人に指定される以前の地域再生に資する活動の実績を示す書類
- (8) 法第20条に規定する業務に関する計画書（以下、「業務計画書」という。）
なお、この度の指定については、本市が進めるまちづくり方針（第3期三木市まち・ひと・しごと創生推進事業）と合致する方針提案資料及び、地域再生推進法人が担う役割を示す書類
- (9) 前各号に掲げるもののほか、推進法人の業務に関し参考となる書類

4 留意事項

申請者が、以下の内容に該当する場合または指定期間において該当する場合は指定の取り消しとなります。

- (1) 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、若しくは便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認め

られるとき。

- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

5 作業体制・進行方法

(1) 業務の実施体制・体制要件

ア 本業務を遂行させるために十分な業務実施体制を確保した上、業務ごとの連絡窓口を明示するとともに、責任体制を明確にして全社的対応を図ること。業務ごとに必要な知識及び経験を有する者を担当させること。

イ 体制を変更する必要がある場合には、1か月前に変更内容を記載した書類をもって本市に報告し、事前に承認を得ること。なお、担当者の異動等が発生する場合には、後任の担当者に対して業務の引継ぎを行い、本市に引継ぎ結果を報告すること。

(2) 打合せの開催

進捗状況確認の打合せについては、必要に応じて地域住宅団地再生推進計画の作成に向けた協議を行う。